

第16日

令和4年12月16日（金）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

これより、追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から、議案2件の送付を受けました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。

本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第89号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備するための相談事業及び経済的支援事業を速やかに実施するために必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ6,900万円を追加し、予算総額を387億1,652万7,000円といたしました。

また、歳出に伴う財源として、地方交付税1,142万円、国庫支出金4,616万円、県支出金1,142万円を計上いたしました。

第90号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散につきましては、久留米市外三市町高等学校組合が共同処理する三井中央高等学校を閉校することに伴い、令和8年3月31日限りで、久留米市外三市町高等学校組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時3分休憩

---

午前10時4分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（2）をお開きください。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第89号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第89号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより、本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第77号議案外6件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇）

○総務文教常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第77号議案外6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第77号議案朝倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、令和5年度からの市の組織機構の見直しに伴い、規定の整備を行うものです。

組織機構の見直しの主な内容は、1点目に、的確かつ迅速な行財政運営を目的とした総務部の分割・再編、2点目に、災害からの復旧・復興業務が一定進行していることを踏まえた担当部署の縮小・廃止及び業務所管の見直し、3点目に、策定中の第3次総合計画の政策に対応した組織の再編となっています。

再編後の総務部においては、行財政管理部門の効率化を図るための機能を集約させ、組織を効果的に動かす役割を担うものとされ、所掌する主な事務に、一昨年の職員不祥事を受け、契約等管理業務の所管を明確にするため、「入札及び契約の総括に関すること」が追加されています。

新たに設置される企画振興部においては、全庁に関わる行政課題の総合的な調整・推進、効果的な情報発信による市の魅力のアピール、デジタル化政策への対応等を行い、魅力あるまちづくりを強力に推進していくこととされています。

また、今後進展していく新庁舎及び甘木駅周辺整備等に伴うまちづくりなどに対応するため、都市建設部の所掌事務のうち「都市計画」と表記していた部分が「都市政策」に改められます。

審査に当たりましては、今回、この時期に総務部を管理部門と企画部門とに再編する理由についてただしました。執行部によりますと、平成29年7月九州北部豪雨からの復旧・復興事業が一定程度進行していることを踏まえ、地方自治体の個性の発揮が求められている現状に即した魅力あるまちづくりを推進するために行う見直しであるとのことでした。

委員からは、新設される企画振興部の在り方について、数ある市の施策の中で、事業の優先度を判断できるような、自ら考える集団になってほしいとの意見や、部の再編に伴いふるさと応援寄附金、移住・定住促進といった地方創生関連施策のさらなる重点化を期待する意見が出されました。

執行部からは、企画振興部を事業の優先度や重要度の判断を含めた総合的な調整機能を発揮する部と位置づけていること、また、人口減少に歯止めをかけるための情報発信力の強化を大きな課題の一つと捉えているとの答弁がありました。

本委員会としましては、全国的な人口減少の中にあって、ますます激化する自治体間競争に対応するための組織の見直しであるとして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてです。

本改正は、地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるため、規定の整備を行うものです。

改正の内容は、1点目に、令和5年4月から職員の定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上

げ、最終的に65歳を定年とするものです。この結果、段階的引上げが完了する令和14年度までの間、定年退職者が2年に一度しか生じないことになります。

2点目に、定年年齢引き上げに伴う役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制度の導入です。組織の新陳代謝を促すため、課長級以上の職員については、特別の事情がある場合を除き、60歳到達日以後最初の4月1日に管理職以外の職に降任します。また、働き方に対する多様なニーズに対応するため、引き上げ後における定年の年度より前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、60歳到達日以後に短時間勤務の職に採用できることとします。

質疑に当たりましては、定年年齢の引き上げが、市の人件費や職員採用に与える影響についてただしました。執行部によりますと、改正に伴い人件費の増加が想定されることから、職員定数も考慮に入れた退職者と新規採用者とのバランスの取れた採用計画の必要性を認識しているとのことです。

また、60歳に達した日以後、引き上げ後の定年年齢より前に退職した場合の取扱いについてもただしました。執行部によりますと、引き上げ後の定年年齢より前であっても、60歳到達日を含む年度以後の退職であれば、国家公務員の制度方針に準じて定年退職と同様の取扱いをする予定であり、退職手当の算定等は、市が加入する市町村職員退職手当組合が、今後行う条例改正に基づき対応する見込みであるとのことです。

本委員会としましては、法改正に伴う国の対応に準じた改正であり、必要な措置であるとして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第79号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改定の内容は、市議会議員及び市長等の令和4年度12月支給分の期末手当を0.10月引き上げ、あわせて令和5年度以降の期末手当の支給配分を変更することで、年間の支給月数を3.20月から3.30月に変更するものです。

本市の市議会議員及び市長等の期末手当については、平成29年7月九州北部豪雨災害の発生を受け、指標とする国の指定職の期末手当が引き上げられた年度においても据え置く判断を重ねた結果、国との較差が生じている状態です。そこで、今回、本年の人事院勧告を受けて、国の指定職の勤勉手当の支給月額が引き上げられること、及び災害査定決定を受けた国庫補助対象の災害復旧事業が概ね完了し、見通しがきくようになった現在の市の状況を踏まえ、国の指定職との較差分の解消を図ることを目的に改定を行うものです。

本委員会としましては、復旧・復興業務の進捗状況に鑑み、また、報酬等及び給与等の取扱いについては、従来指標としてきた人事院勧告に基づく対応が本来望ましいものであるとして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改定は、国家公務員の給与改定方針に準じた職員の給与の改定等を行うものです。

主な内容は、1点目に、本年の人事院勧告で示された公務の職場と民間事業所との月例給の較差を解消するため、給料表の改定を行うものです。概ね30代半ばまでの職員が該当する号給について、引き上げ改定を行います。

2点目に、勤勉手当の支給月数の改定です。民間の賞与の支給割合に見合うよう、勤勉手当の支給月数を、職員については1.90月から0.1月引き上げ2.00月とし、再任用職員については0.90月から0.05月引き上げ0.95月とします。これにより、期末勤勉手当合計では、職員について年間4.30月が4.40月に、再任用職員について年間2.25月が2.30月に引き上げられます。あわせて会計年度任用職員の期末手当を0.8月から0.2月に引き上げ1.0月とします。

3点目に、第78号議案で報告した、定年年齢の引き上げに伴う給与に関する規定の改正です。

朝倉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降も在職する職員の給料月額を、国家公務員の制定方針に準じて、当分の間、その前日までに支給を受けていた給料月額の7割水準とします。また、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等を、現行の再任用短時間勤務職員と同様の内容とします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第82号議案朝倉市秋月博物館条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、博物館法の一部を改正する法律が令和4年4月15日に公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

博物館法の改正においては、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、その登録要件を見直すとともに、資料のデジタル・アーカイブ化という新たな事業の追加等も行われています。

本改正の趣旨は、法改正により、博物館の定義から、設置主体を地方公共団体等とする規定が削除されたこと及び条項の繰り下げが生じたことに伴い、条例中の関連する箇所を改正するものであり、現行条例の内容が変わるものではありません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案朝倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるものです。

法改正により、これまで国や地方公共団体等、それぞれの機関ごとに定められていた個人情報の取扱い規定が、個人情報の保護に関する法律に一本化され、この法律の規定が地方公共団体に直接適用されるようになることから、現行の朝倉市個人情報保護条例を廃止

し、法により委任された事項等を定める条例を制定するとともに、関係規定の整備を行います。

条例に定める主な内容は、次の4点です。

まず1点目に、条例の対象となる市の機関です。対象は、議会を除く全ての機関です。国において、国会や裁判所が法による個人情報保護の規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、議会が対象から除外されています。

2点目に、開示決定等の期限です。現行の運用に合わせ自己情報の開示請求から決定までの期限を14日以内、訂正及び利用停止の請求から決定までの期限を29日以内とします。

3点目に、開示請求に係る手数料です。手数料は地方自治体が定めるとされていることから、現行の運用に併せて無料とします。ただし、写しや送付に係る実費については、現行どおり請求者が負担します。

4点目に、弁護士や大学教授などの有識者や市民により組織される審議会への諮問についてです。現在設置されている朝倉市情報公開・個人情報保護審議会では、個人情報保護制度の運営に関する重要事項を審議していますが、新たな法の下では、その役割が大きく変わるため、存続させるかどうかは地方自治体の判断に委ねられています。

本市では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、現在の審議会を存続させ、専門的な意見を聴くための機関と位置づけます。今後は審議会に対し、個人情報の運用状況の報告や安全管理措置に関する意見聴取を行うことで、個人情報の適切な運用を図ります。

審査に当たりましては、本条例制定の基となった個人情報の保護に関する法律の一部改正の背景についてたどりました。執行部によりますと、社会のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、国全体で一律の基準により運用を行う必要があることから、民間部門と公的部門、また、自治体間でも異なる個人情報の取扱いを国の基準に統一する目的での改正であるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第90号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散についてです。

本件は、久留米市外三市町高等学校組合が共同処理する三井中央高等学校が、令和8年3月31日をもって閉校することに伴い、久留米市外三市町高等学校組合を解散することについて、議会に議決を求められているものです。

三井中央高等学校の今後の在り方については、今年9月に朝倉市議会全員協議会において詳細な説明がありました。その中で定員割れの継続、厳しい財政状況、教員の低い正規率、校舎の著しい老朽化などの大きな課題があることを踏まえ、高校の在り方検討委員会において検討がなされた結果、令和5年4月の新入生の受け入れを最後に、その新入生が卒業する令和8年3月末をもって閉校することなどが決定された旨の報告を受けました。

その後、生徒、保護者、同窓会及び地域に対する説明会を経て、関係する久留米市、小

郡市、朝倉市及び大刀洗町の首長会議において、本件を12月議会に追加提案することなどについての決議が11月に行われました。これを受け、組合議会全員協議会及び組合教育委員会においてもその了承がなされた結果、12月1日に書面開催による首長会議で最終確認されたものです。

なお、組合の財産の取扱いについては、鑑定評価等に相応の期間が必要であること及び閉校までの間の変動も想定されることから、令和8年3月31日までの間に協議し、各構成団体の議会に提案することとされています。

審査に当たりましては、三井中央高等学校の学生数が減少した原因についてただしました。執行部によりますと、高校授業料の無償化により、私立高校への進学を選択する学生が増えたことや、少子化などが原因と考えられるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。5番加藤議員。

○5番（加藤正二君） 79号議案です。人事院勧告を受けての国の指定職の勤勉手当の支給月額と言いましたけども、支給月数でございます。

それと、職員の給与月額を国家公務員の制定方針と述べましたけれども、国家公務員の制度方針でありますので、それだけです。以上です。

○議長（半田雄三君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第77号議案朝倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案朝倉市秋月博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。



次に、第84号議案朝倉市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第83号議案外1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第83号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第83号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、霊きゅう車運行管理事務事業を廃止することに伴い、規定の整理を行うものです。

主な改正内容は、題名を朝倉市火葬施設条例から朝倉市火葬場条例に改正し、朝倉市霊きゅう車使用料条例を廃止します。

題名につきましては、火葬場と霊きゅう車を合わせて火葬施設としていましたが、霊きゅう車を廃止することに伴い、火葬場に改正します。

また、霊きゅう車運行管理事務事業については、現在、旧甘木市区域では、業務委託により運行を行っています。しかし、受託業者から利用者が少なく、運行する車両が31年経過しており、来年度の車検を受けないこと、新車購入では費用が高額になることなどから、来年度以降、業務受託が困難であるとの申し出がなされています。

旧朝倉町区域では、朝倉市直営にて運行を行っていますが、車両は23年を経過しています。霊きゅう車の利用状況につきましては、令和3年度の火葬件数769件に対し、霊きゅう車の利用は全体で41件、約5.33%に留まっています。

審査に当たりましては、市の霊きゅう車の廃止に伴う市民への影響についてただしました。執行部によりますと、民間の葬儀会社も霊きゅう車を所有しており、料金も市の利用料と大差ないため、利便性は変わらないとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第88号議案甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに甘木・朝倉・三井環境施設組合規約の変更についてです。

本件は、久留米市が令和5年3月31日付で脱退することに伴い、規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、組合を組織する団体、共同処理する事務などから久留米市を削除します。また、組合議会の議員数は、合併前の市町村の数及び人口割で算出を行い、朝倉市においては1名減となり、現在の7名から6名となります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第83号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに甘木・朝倉・三井環境施設組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第75号議案外5件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第75号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第75号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算(第3号)についてです。

収益的支出について、持丸、杷木両浄水場及び福岡県南広域水道企業団受水施設に係る電気代として960万円を増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第2号)についてです。

収益的収入及び支出について、収益的収入は、一般会計からの繰入金として、2,030万円を増額補正するものです。収益的支出は、マンホールポンプ施設及び浄化センターの運転管理に係る電気代として、2,030万円を増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第81号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この特別会計は、旧朝倉町において、烏集院工業団地の造成を目的として平成13年度に設置され、その後、合併により朝倉市に引き継がれたものです。

しかし、現在は、工業用地造成に係る事業は実施されておらず、調整池や公有地の管理のみであることから、特別会計を設置しておく必要がなくなったとの判断から、令和4年度をもってこの特別会計を廃止し、一般会計に引き継ぐものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第85号議案市道路線の廃止についてです。

東鳩胸8号線、延長113.6メートル、幅員4.6メートルから4.7メートル、東鳩胸11号線、延長58.8メートル、幅員3.0メートルから6.7メートル、東鳩胸12号線、延長59メートル、幅員3.9メートルから7.1メートル、東鳩胸13号線、延長58.8メートル、幅員2.3メートルから5.4メートルです。

当4路線は、市営住宅鳩胸団地及び県営住宅鳩胸団地の建て替え計画に伴い、都市計画法第4条第12項に規定する土地の区画形質の変更が必要なため、今回廃止の手続を行うものです。

本委員会では、現地調査を行い詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第86号議案市道路線の認定についてです。

市道名酒屋畑3号線、延長75.8メートル、幅員6.0メートルから10.2メートルです。当路線は、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移譲を受けたため、市道の認定を行うものです。

次に、市道名山の神3号線、延長215メートル、幅員7.0メートルから9.0メートルです。当路線は、国土交通省九州地方整備局の赤谷川災害復旧事業に伴う県道八女香春線付帯工事に伴う一部新設付け替え工事により、旧道部分が市へ移管されるため、認定するものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について、詳細な説明を受けました。

また、山の神3号線については、側溝が土砂で埋まり、雑草が生い茂った状態であったことから、隣接する田畑や山林の所有者の負担とならないよう、整備された状態で移管を受けるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第87号議案指定管理者の指定についてです。

朝倉市たかき清流館の指定管理期間が本年度末をもって終了し、来年度から5年間、朝倉心のふるさと創生プロジェクトを指定管理者とするにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によると、たかき清流館は、平成13年3月に閉校となった佐田小学校の跡地の利用について、地元と当時の甘木市が検討を重ね、利水者団体の協力を得て、平成16年に宿泊体験施設として発足しています。

その後、平成19年度からは指定管理者制度を導入し、現在に至っていますが、平成29年7月の九州北部豪雨災害で被災し、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント等の開催が困難になったこともあり、利用者が激減している状況です。

選定の経過については、候補者を選定するにあたり、広報紙やホームページにて募集を行い、2団体から応募がありました。ここから選定基準に基づき、朝倉市指定管理者候補

者選定委員会において、応募団体から提案された事業計画書等の書類審査のほか、応募団体による説明や聞き取り審査を行い、各選定委員が採点しています。

採点の結果、合計点が高かった朝倉心のふるさと創生プロジェクトが候補者として選定されています。選定された朝倉心のふるさと創生プロジェクトは、現在の指定管理者である朝倉さとやま復興プロジェクトが組織を一部変更し、今回、申請したものです。

主な構成メンバーは、飲食業を営む者、子どもたちを自然環境の中ですくすく育てようとする取り組み団体の代表者、地域農業体験の受け入れ等を担うもの、子どもの能力開発や発達障がい児の専門家等で組織され、施設運営を行っていく予定とのことです。

本委員会としましては、依然として新型コロナウイルスの影響も残り、まだ厳しい状況ではあるものの、豪雨災害前の賑わいを取り戻す必要があります、施設管理を適切に行いながら利用促進を図るよう要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第75号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた4請願第3号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました4請願第3号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書に関する請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を完結に報告します。

審査に当たりまして、執行部に出席を求め主要農作物種子法廃止後の影響や福岡県の考え方等について説明を受けました。

執行部の説明によると、主要農作物種子法の廃止の背景として、これまで法律により、稲、麦、大豆の優良品種の生産、供給等を都道府県に義務付けていたことにより、ブランド米の種子供給等は、積極的に行われたものの、近年需要が伸びている低コストで生産可能な多収品種等の種子供給があまり行われなくなり、多様化する需要に対応できなくなりつつありました。

そこで、種子法を廃止することで、都道府県に加えて民間事業者の活力も導入した種子の供給体制をつくり、農業の国際競争力の強化を促進するとともに、多様な需要に応じた種子が供給される環境を整備したとのことです。

福岡県においては、福岡県農林水産業・農村漁村振興条例に基づき、新品種の開発や普及の取組を実施しています。また、優良種子の生産等、県の事務を定めていた種子法の内容を、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱に引き継いでおり、この要綱が効力を発揮していること、さらに生産者からの要望、意見等がほとんどないという状況から、現時点での条例化は考えていないとのことです。

審査を継続していく上で、要綱を条例化することで、どういった部分が変わるのかをただしました。執行部の説明によりますと、要綱は、いわゆる内規であり、議会を通ることなく変更することができ、いつ、改正や廃止をされても県民の目には分かりにくく、条例化することで改正する際は必ず議会の審査を経ることとなり、仮に生産者にとって不利益な改正がなされようともチェックすることが可能になるとのことです。

また、県の要綱が効力を発揮していることや、生産者からの要望もないという現状では、このままでも不都合はないと思われませんが、将来において要綱より条例として制定したほうが安心でき、中長期的に生産者へ保証することには異議があることです。

本委員会としましては、現状としては要綱として機能しているものの、生産者の不安を

払拭することに意義があり、将来に向けて確かなものにしてほしいという請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。なければ、以上で建設経済常任委員長報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、4請願第3号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、4請願第3号は採択することに決しました。

次に、第74号議案の審議を行います。

議案書をお開きください。

それでは、第74号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案の審議を行います。

議案書（2）をお開きください。

それでは、第89号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題と



し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午前11時49分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。

意見書案第4号をお開きください。

本日、建設経済常任委員会から意見書案1件が提出されました。これを上程し、意見書案第4号について、建設経済常任委員長に提案理由の説明を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) それでは、意見書案第4号につきまして、委員会を代表し提案理由を完結に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました4請願第3号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書に関する請願書の趣旨に添いまして提出した次第です。何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。なければ、以上で建設経済常任委員長の説明を終わります。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時51分休憩

---

午前11時52分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第4号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて本件の質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇)

○議長(半田雄三君) 次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。意見書案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第4号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告をお聞きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第7回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時54分閉会